

# GLOBE

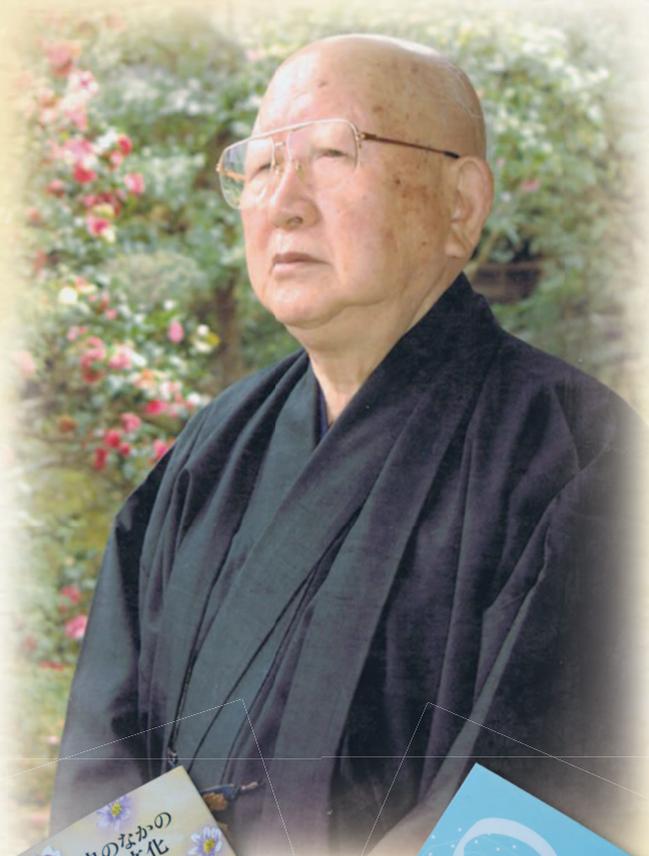
グローブ 2016 夏

86



(公財) 世界人権問題研究センター

# 故上田正昭名誉理事長



# GLOBE

GLOBE No. 86 2016 summer 目次

## 追悼 上田正昭名誉理事長

上田先生に学んだこと	明石 康	2
上田正昭先生を偲んで	山田 啓二	3
追悼 上田正昭先生	門川 大作	4
上田正昭先生を偲んで	千 玄室	5
上田正昭先生のご逝去を悼む	大谷 實	6
故・上田正昭先生と人権センター	安藤 仁介	7
上田正昭先生が遺されたもの	坂元 茂樹	9
広い守備範囲がやがて一つに	山路 興造	10
上田正昭先生の歴史観と定住外国人の人権	仲尾 宏	11
上田正昭先生の御霊に	山下 泰子	12
上田正昭先生を想う	上杉 孝實	13

## 研究第一部

ヘイトスピーチ解消法の成立と今後の課題

北村 泰三

14

## 研究第二部

「今村家文書史料集」を読んで

井岡 康時

16

## 研究第三部

「ゴドウィン裁判」と阪神淡路大震災

飛田 雄一

18

## 研究第四部

女性差別撤廃条約とNGO

山下 泰子

20

## 研究第五部

週40時間以上働かない!

古久保さくら

22

## 報告

シンポジウム「いまイスラームを考える」……研究第一部

24

## 外部寄稿

祇園祭と保存会の運営と活動について……服部 齊之

26

## 事業案内

2016年度 人権大学講座……

28

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「アオバズク」(夏鳥)7月京都府立植物園にて <(公財)叡天神山保存会理事 外村修氏提供>

# 上田先生に学んだこと

元国連事務次長 明石 康

上田正昭先生は私にとつて、古代の日本を理解する上でかけがえのない先達だった。わが国がアジア大陸、とりわけ中国と朝鮮半島に実に多くのものを負っていることを、先生は、古典と文化財、宗教と伝承、遺跡と碑文などを巧みに結びつけ、生き生きとした歴史として描いてみせてくれた。

80冊に及ぶ先生の著作のごく一部しか読んでいない私だが、先生の語りぶりと情熱に、いつの間にか自分が虜になっていくのを発見することがしばしばだった。例えば聖徳太子が存在しなかったという学説に關し、先生は「日本書紀」が太子について多くの誤謬を犯していることを認めつつも、厩戸王子が実在したことと画期的な業績を残したことを、明晰な筆で説明された。飛鳥文化が日本固有の文化でありながら、朝鮮半島や中国とのつながりは否定すべくもないことも立証したのだった。

徳川時代においても、わが国は完全に鎖国したのではなく、韓半島の文物を吸収し続けたのだった。先生は対馬藩の傑出した藩儒雨森芳洲に照明を当て、秀吉の朝鮮侵略を完膚なきまでに批判した。国境を越えた民衆と民衆の交わりが徳川時代においても続いていたことを確かめてみせた。

私は上田先生を委員長とする「自由都市・堺平和貢献賞」選考委員会の一員だった。先生は私の推したスリランカの平和運動家の功績を快く評価してくれた。堺市は事情で平和賞の賞金の額を半分削減することになったが、その時の先生の立腹は並大抵なものでなかった。温

厚な学究が稀に見せた、承服できない行動への激しい抗議がほとばしっていて、先生の正義感のほどを垣間見ることになった。

京都市における「世界人権問題研究センター」を中心とする先生たちの活動には一貫したものがあつた。一都市の事業としては永続的かつ大規模なものであつた。私も同センターで何度か話す機会を得たが、先生の力こぶの入れ方は並大抵でなく、弱者や慮げられた者に対する先生の共感が本物であることが知られた。その背景には先生の学問研究の成果があり、また実生活で見聞した理不尽さへの反発があるのは明らかだった。

先生の博覧強記のすさまじさには、何時も驚嘆するばかりだった。古典や神社仏閣についての知識は、まさにエンサイクロペディア（百科事典）的なものがあり、先生の講演はしばしば与えられた時間をはみでてしまうことになった。歴史家になるべくしてなった方といえよう。高齢になつても記憶力は衰えを知らなかった。普通の人と違うのは、知識の広さと深さの桁違いな大きさであり、それは国境をいとも簡単に超え、学問の分類を拒否していた。

小気味よい批判精神が何時も行きわたっていた。国粹主義に立てこもることは決してなく、外国からの文化面での貢献は、いつもきちんと評価しておられた。同時に日本人が示す独自性については、これを公平に指摘していた。日本をこよなく愛しつつも、外から入ってきた文物、思想、芸術を必ず認める広い心―こうした姿勢こそ多様化が進んでいく世界において、この島国に欠かせないものだと思うし、上田先生ほどそれを理解し実行していた人を私は知らない。

## 上田正昭先生を偲んで

京都府知事 山田 啓二

上田先生の御生前の幾多の御功績を偲び、京都府民を代表して、謹んで追悼の意を表します。本年三月、突然の訃報に驚き、深い悲しみは、日に日に大きくなるばかりであり、京都府民にとりまして誠に痛恨の極みであります。また、御遺族の皆様方のお悲しみは、今なおいかにばかりかと、御心中を察するに余りあるところがあります。

先生は、日本古代史の第一人者として御活躍され、古代の歴史と文化の多面的な研究において輝かしい業績を上げられるとともに、国内外の人権問題への取組にも尽力され、文化・学術の振興などを通じて、京都府の発展に大きく御貢献いただきました。平安建都千二百年記念事業として、世界人権問題研究センターが設立された際には、発起人として力を注がれるとともに、理事長として、永きにわたり卓越した指導力を発揮され、国際的な人権問題や被差別部落の問題などに関して、多くの研究成果を上げてこられました。さらに、京都府文化財保護審議会会長や京都府埋蔵文化財調査研究センター理事長にも御就任いただき、府の文化行政に対しまして大きなお力添えをいただきました。

そして、先生に御指導をいただいていた、世界に誇る文化財の保護・蓄積が、日本の文化、心を体現する京都を形づくり、文化庁の全面的移転決定という形で花開き

ました。先生が息を引き取られた九日後であります。私たちは、今まさに、京都の文化力で日本の創生を進めようとしておりますが、それは、日本の文化に精通し、京都を愛された先生のようなお方のお力添えがあつて成し遂げられるものであり、先生にはこれからもまだまだお教えいただきましたかっただけに残念でなりません。先生の存在の大きさに改めて気付かされております。

このように本当に偉大な先生であるにもかかわらず、誠実で飾らないお人柄であり、毎年一月四日の御用始めの日には、いつも一番に年始の御挨拶にお越しいただきましたことが、本当に有り難く、昨日のこのように思い出されます。また、かつて先生が「共生」という言葉を「ともいき」と読むだけでなく、「ともうみ」とも読むのだと、厳しいながらも優しい眼差しで語りかけてくださったことも、私にとっては忘れられない言葉です。私たちの社会にはそれぞれの地域で様々な個性をもつ人が一緒に暮らしていますが、ただ共に生き暮らすことを、共に新たな力を生み出すことに結びつけていく大切さを改めて認識した次第です。

先生のお志は明日の京都づくりにしっかりと受け継いで参ります。府民の皆様とともに、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らし、夢と希望を持てる社会をつくってまいりますことを、改めて固くお誓い申し上げます。今はただ、先生の御遺徳を偲び、京都府の発展を末永く見守っていただきますことを衷心よりお願い申し上げます、お別れの言葉といたします。

## 追悼 上田正昭先生

京都市長 門川 大作

上田正昭先生を偲び、心から哀悼の意を表しますとともに、ここに先生との思い出を記させていただきます。

我が国の歴史、文化、教育、人権をはじめ、幅広い分野において卓越した指導力を発揮され、何より京都をこよなく愛しておられた上田先生。私が教育委員会に在職していた昭和48年、京都市社会教育委員に就任いただいていた上田先生に、社会教育総合センター設立特別委員会の委員長として陳情文の取りまとめをお願いした際に初めてお目にかかりました。

以来、京都市生涯学習総合センター・京都市図書館並びに「(公財)京都市生涯学習振興財団」、そして、広く世界的視野に立った人権に関する調査、研究を行うアジア初の機関、「(公財)世界人権問題研究センター」の設立に心血を注がれ、長年にわたり、それらの運営に御尽力を賜りました。さらに、学校歴史博物館初代館長にも御就任。京都に残された足跡は、誠に偉大なものであります。

先生は、講演会などの場で、事あるごとに「今日ほど命の尊厳が軽く見られる時代はない」、「物は豊かになっただが、心は貧しくなった」と危機感を持って述べておら

れました。そして、このような状況を変えるためには、「人の人たる道」を重視する石田梅岩の教えに従い、「自分の心をいかに豊かにし、他人の心をいかに尊重するか。それが人権の輝く世紀を目指すうえで大切なことだ」と力説しておられたことを今も鮮明に覚えています。

その思いを具現化するため設立に奔走された「世界人権問題研究センター」は、「京都の宝」「人類の宝」と言っても過言ではありません。

また、先生は、どのようなときにも温かな眼差しで私たちを優しく見守り、豊かな包容力をもって何事も受け止めてくださる方でした。鋭い洞察力に基づく確固たる信念をお持ちであり、それを分かりやすく市民の目線に立って、時にはユーモアを交えながら、静かな口調で、しかし、熱く語っておられました。

私自身、先生のそうしたお考えやお姿に感銘を受け、判断に迷ったときはいつも先生の言葉を思い出し、市政運営に活かしてまいりました。

文化庁が、いよいよ全面的に京都に移転しようとしている今、そのお姿に再び接し、お考えを伺うことができなのは残念でなりません。これからも先生の教えをしっかりと受け止め、文化の薫り高く、人の命が輝く京都のまちを市民の皆様と共に築いてまいります。

## 上田正昭先生を偲んで

(公財)世界人権問題研究センター顧問  
茶道裏千家15代・前家元  
ユネスコ親善大使  
日本・国連親善大使(外務省)

千 玄室

日本を代表する歴史学者であり、研究・教育はもとより多方面で活躍され大きな業績、貢献をされました上田正昭先生に、これまでのご厚情に感謝を申し上げますとともに、心から哀悼の誠を捧げご冥福をお祈りいたします。

上田正昭先生とは、様々なところで一緒に取り組みをさせて頂きましたが、とりわけ、平安建都1200年記念事業の一つであった世界人権問題研究センターの設立にあたっては、昭和58年から取り組みを開始、昭和62年には設立検討部会長として構想をまとめ、平成9年から27年まで第2代目の理事長を18年間務められ、文字どおり生み・育ての親でありました。

先生の言葉をお借りすれば、20世紀は人権にとって受難の時代であったが、21世紀こそ人権文化の輝く世紀にしなければならぬと。また、京都の歴史、文化の重層性や国際性、創造性の観点から、京都ほど人権とゆかりのある都市はほかにはないと力説され、当時平安建都1200年記念協会の会長をしていた私は、先生のお考えにご熱意におおいに感銘を受けたものです。

また、先生は早くから生涯学習の推進にも取り組まれ、

亀岡市や京都市で生涯学習施設の設立にも多大なる尽力をされました。私の亡き妻登三子とともに京都市社会教育委員であったとき、京都市生涯学習総合センターを創ろうということになったのです。同センターで先生と対談をさせていただいた折に、先生は、「教育の心」が問われていると話され、幼児の教育も、学校の児童・生徒の問題も、人間の一生につながる学習の体系化を図り、誰もが、いつでも、どこでも学べる体制をつくるべきと、生涯学習のあり方や大切さを説かれるとともに、人権学習の重要性を生涯学習に取り込まれ、大きな業績を残されました。

更に、日本の文化については、日本人自らが日本の文化をもっと知る努力をする必要がある、己を知らなければ外に向かつての発信は出来ないと話されました。私は「一盃からピースフルネスを」の理念のもとに、一盃のお茶に込めた「和の心」をもって世界を行動し、国際平和の実現に努めています。先生から日本の文化が凝縮された茶道により、世界に向かって日本の文化を発信し続けてくださいと激励もいただきました。

先生が全力で訴えてこられた人権の大切さや、差別、区別があつてはならないことは、茶の湯の世界も同様であると申し上げたことを想い起こし、今後も先生のお考え・意思を受け継いで、紛争や差別のない平和・平等な社会の実現と日本の文化の発信に努めてまいります。先生を偲ぶ言葉とします。

合掌

## 上田正昭先生のご逝去を悼む

研究センター理事長  
学校法人同志社総長

大谷 實

世界人権問題研究センター名誉理事長、京都大学名誉教授、勲二等瑞宝章受章の上田正昭先生は、去る3月13日、ご逝去になられました。誠に残念であり、ここに改めて追悼の意を表します。

上田先生に初めて御目にかかりましたのは、2001年11月、京都新聞大賞「文化芸術賞」選考委員会においてでありました。その後、当センターの評議員会等で御目にかかる機会に恵まれ、2004年12月には、同志社国際主義教育委員会主催の講演会において、「人権文化の創造―共生と命をめぐって―」と題するご講演を頂戴しました。「人権問題の根底には人間の命の尊厳があり、環境問題の核は自然の命の尊厳にある」とする内容のご講演は、学生に大きな感銘を与えるものでした。

私は、2014年3月に、亀岡市の「生涯学習大賞『石田梅岩賞』」を受賞したのですが、その選考委員長が亀岡市名誉市民の上田先生でありました。表彰式において、

先生ご自身が選考の経過を報告されたのですが、例によって、メモ等を一切持たれないで、私の経歴を細かく述べられたうえに、「大谷先生は、犯罪被害者とその家族の人権擁護について、理論面のみならず実践面でも精力的に活動されました」と表彰の理由を申されたのです。私にとってはこの上ない光栄でありますとともに、その見事な言説はまさに驚きでありました。

忘れもしない2014年9月19日、ウエスティンホテルで開かれた「ソフィア 京都新聞文化会議の集い」に先生もご出席でしたので、挨拶を申し上げたところ、突然、「先生にお願いがあります」と申されまして、「私も間もなく米寿を迎え、歩行が困難になってきたので、理事長をお願いしたい」ということでした。即座にお断りしましたが、新しい人権問題の取組みが必要であり、是非受けて欲しいとのことでした。その後、ご依頼の肉筆のお手紙を頂戴し、先生の遺言書と受け止め、新しい人権問題に取り組んでいる次第です。

改めて哀悼の意を表し、上田正昭先生の御冥福をお祈り申し上げます。

## 故 上田正昭先生と人権センター

研究センター名誉所長

京都大学名誉教授

安藤 仁介

上田正昭先生が急逝された。その前日上田先生とご一緒に、ガレリア亀岡で石田梅岩人権大賞の授与式に出席していた私にとって、それは衝撃的な出来事であった。ここで改めて、先生のご冥福とご遺族のご自愛を祈りあげたい。

顧みれば、上田先生に頂いたご厚誼は半世紀以上に及ぶ。先生に初めて親しく接していただいたのは1956年、私が就任したばかりの京都大学教養部の部報委員会の席上であった。当時30歳前後の私は「Strasbourg」が「ストラスブルグ」とドイツ語読みされている事実を指摘し、「ストラスブル」と同地区統治国のフランス語読みにすべきではないかと発言して、上田先生に褒めていただいたのを記憶している。そのあと1958年に始まる学園紛争の中で、学生部員の上田先生と一番若い教員であった私とともに学生の説得に当たり、一種の戦友的な感情を持つにいった。

1994年、京都市は京都が日本の首都となつて1,200年目を記念する種々の事業の準備会合を開催し、上田先生もそれに積極的に参加された。100年前の

1894年記念事業の中には蹴上のインクライン、発電所の設置や平安神宮の造営など括目すべき多くのものが含まれていた。ただし、当時の認識も手伝って、そのなかに人権にかかわるものは欠落していた。上田先生はその点に着目され、1,200年記念事業には、人権にかかわる半恒久的な調査・研究機関を設置すべきことを強く主張され、自らその準備に当たる用意のあることを示唆された。準備会合は結局、これを受け入れ、上田先生のリーダーシップによって人権センターが創設されることになった。センターは一昨年、創立20周年を迎えたが、この期間の大半、林家辰三郎・初代理事長を継いで、理事長職を務められたのは上田先生であった。センターは上田理事長の下で次に見るように発展した。文字通り、上田先生はセンターの生みの親であるとともに育ての親でもある。

ところでセンターの発足に当たってはいくつかの問題があった。なかでも、発足の認可の権限をどの機関に委ねるべきかは、最大の問題であった。たとえば、一都道府県のみでしか活動できないセンターの認可は当該都道府県がなしえるが、全国的に活動すべきセンターについては中央官庁の認可が必要となる。ところが、人権問題が政治化することを嫌う文部省（現在は、文部科学省）

はセンターの設置に認可を与えようとしなない。センター初代の三浦、鈴木という優れた職員もお手上げの状況であった。この点は、私の恩師である田畑茂二郎初代所長が、親友の澤田・元京都大学総長の助けを得て処理された。三浦、鈴木両氏は半信半疑であったが、私が田畑先生からお聴きしたところでは、センターの活動を政治化しない、つまり政治的中立性を厳守するとの確約があり、その点には留意しなければならぬだろう。いずれにせよ、中央官庁の認可が下りたことで、上田先生も大変喜ばれた。

かくしてセンターは1994年12月、予定通りに発足することができた。その後20年の大半、理事長職を務められた上田先生の下で、センターの活動は大いに発展し、国際人権保障、同和問題、在日外国人の権利と多文化共生、女性の人権、人権教育の理論と方法、そしてこの4月から「企業と人権」を加えた6つの部門で調査・研究に従事している。その成果は年報、紀要など、センターの出版物で公表され、府民・市民の参考に供される。そのほかセンターは、府・市の求めに応じて人権関係の情報を提供したり、その検索に協力したりする。また、講演会を催したり、講師を派遣・紹介・斡旋したりする。このようにセンターは京都府・京都市のみならず、多面

的に人権文化の展開・推進に力を発揮している。

以上のとおり、センターの活動は多岐にわたるが、その設立の経緯を踏まえて、上田理事長の活動方針は次のようにまとめられよう。すなわち、センターの活動は非政治性を貫かねばならずNGO化やジャーナリストイック化は控えなければならない。そのうえで、上田先生の専門領域と同様に、東アジアとくに中国や朝鮮半島との関係のなかで日本の人権問題を考えること、具体的には植民地化や戦争の歴史を忘れないことにあった。

センターには現在、理事長、所長各1名のほか、6つの各部門に部長、専任研究員、客員研究員を置き、それら以外の研究員は嘱託研究員と呼ばれ、6部門のいずれかに所属して、総数約90名を構成している。

上田先生は私が亀岡で一緒に講演した際、世界人権宣言第一条を引用して「すべて人間は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利について平等である」と述べて、「これは素晴らしい言葉ですね」と指摘された。実際、この言葉は人権の在り方のすべてを表している。上田先生がそのことをさりげなく指摘されたのは、けだし名言である。

私はセンターが上田先生の方針に従って、将来、ますます活動の幅を広げることを願っている。

## 上田正昭先生が遺されたもの

研究センター所長 坂元 茂樹

上田正昭先生が本年三月一三日にご逝去された。上田先生が古代史の碩学であったことは新聞でも多く報道された通りである。同時に、上田先生は世界人権問題研究センターの設立に尽力され、一九九四年から二〇一四年まで理事長をお務めいただいた。先生は、当研究センターのまさしく精神的支柱であった。

先生は、二〇一四年一月一〇日に京都商工会議所講堂で開かれたセンター創立二〇周年記念式典において、「人権文化の輝く世紀をめざして」と題して講演された。その中で先生は、「石田梅岩の「心の発明」という言葉を紹介し、自殺者が毎年三万人を超え、命の尊厳が守られていない日本の現状の中で、人権の視点から心を「発明」する必要を説かれた。当センターは平安建都二二〇〇年の記念事業として設立されたが、平安京時代の弘仁元年（八一〇年）から保元元年（一一五六年）までの三四六年にわたり死刑が執行されなかつた事実を指摘され、京都ほど人権とゆかりある

都市はないとのお話をされた。

上田先生は、二度の世界大戦を経験し、その後も民族や宗教対立によって戦争が続いた二〇世紀は人権受難の時代であったとして、二一世紀こそ人権文化の輝く世紀にしなければならぬと繰り返し強調されていた。当センターの人権問題研究叢書13として刊行された『歴史のなかの人権文化』の中で、先生は、「人間の尊厳を自覚し、人間の幸せを自然と共に築く行動とそのみのもり」としての「人権文化の創造」を提唱されている。『古事記』が「共生」を「とも生み」と読んでいることに着想を得られ、自然や他民族と共に新しい歴史や文化を生み出し構築してゆく「共生」をめざすべきことを提唱されていた。

先生の肉体は滅んでも、先生が遺されたこの考えを、われわれセンターに属する所員一同が共有し、その実現に向けてより一層の努力を継続し、先生の思いを継承していくことをお誓いしたい。

# 広い守備範囲がやがて一つに

研究第二部長 山路 興造

私が未だ早稲田大学の学生であった一九六二年、京都において藝能史研究会という学会が設立された。当時、立命館大学教授であった林屋辰三郎先生が中心で

あったが、その創設に上田先生が奔走されていたことは、研究誌『藝能史研究』（季刊であるが現在二二二号を数える）の創刊号の編集後記を、上田先生が書いていることから知れる。翌年には私も会員となり、以後私の主たる研究の場とさせていただいた。

同じ頃、私は中公新書『帰化人―古代国家の成立をめぐる―』を手にしていた。藝能史研究会の編集に携わる上田先生と、東アジアを含めた日本古代史を俯瞰して研究する先生が、なかなか重ならなかった。その藝能史研究会が、創設五周年記念で平凡社から『日本の古典芸能』全一〇巻を刊行したのだが、その第一巻「神楽」では、編集担当が上田先生と私の指導教官

本田安次先生であり、私も巻末の「研究の手引き」と「文献目録」を執筆させていただいた。それを機会に先生にお目にかかり、先生の東アジア全体を見通した幅の広い芸能史研究に触れ触発された。この本の刊行が一九六九年一月であるから、私が京都に居を遷す一〇年以上前のことである。

林屋辰三郎先生の元で、私が京都市史の編さんに携るようになってからは、しばしばお目にかかってご教示をいただいた。島根県の古代文化研究センター企画委員への就任をはじめ、大学に所属しない私のために、多くの研究の場や成果発表の場を紹介してくださった。世界人権問題研究センターへは、設立当初の理事長林屋先生のお声掛かりで、第二部の非常勤研究員として参加したのだが、上田先生が理事長を継がれ、私も部長を勤めることになって、今度は芸能史研究ではない、人権問題というテーマでのご指導を仰ぐこととなった。私にとっては、これからという時の計報である。ご冥福を祈るばかりである。

# 上田正昭先生の歴史観と

## 定住外国人の人権

研究第三部長 仲尾 宏

上田正昭先生はいうまでもなく、日本古代史学の重鎮であった。しかし単なる学会で重きをなしておられた、というだけでなく、その功績は独自のものであった。そのひとつは東アジア史観の確立とでもいうべきものである。従来、日本の史学会では日本史の研究者はその視野をこの列島のみにおくことが常識であった。学会における一種の「鎖国史観」といってよい。上田先生はそれでは真実が見えてこない、としてどの時代においても東アジアの政治や文化と切り離して日本の歴史は語れないことを強調された。近世の対馬藩の儒学者であった雨森芳洲の発掘と評価についてもその視点は明確であり、ひいては朝鮮通信使についての論及も見事なまでにまっとうなものであった。

もうひとつの視点は歴史上の人物や事柄についての研究はあくまで実証的ではなくてはならず、文献のみならず、考古学や人類学の成果とつきあわせても矛盾しない視点

でとりあげられた。たとえば、発掘された遺品であっても、それはモノ自体が移動してきたのではなく、そこにはヒトの移動があったのであり、その逆もまた詳細に論及しなければならぬ、という視点であった。その結果のひとつとして「帰化人」という表現はきわめて非実証的であり、基礎文献に照らしても「渡来人」とすべきである、と論証された。

定住外国人の人権については、若いころ教えられた高校で、在日朝鮮人生徒とその家族に出会われたことがひとつの大きな契機となつて、被差別部落の人びとの人権問題と合わせて、終生強い関心も持ちつづけられた。そのことが本センターの研究第二部、第三部の設立という成果をうんだ。私は上田先生及び故田畑茂二郎先生のご推挙により、研究第三部を司さざる立場をいただいた。この部門では文献史料の探索に加えて、人権の現場に立つて差別、抑圧を受けている人びとの思いに触れながら研究をすすめてきた。先生の学識に接することができたことを光栄としつつ、さらに「人権の時代」を実現すべく、歩みつづけたい。

# 上田正昭先生の御霊に

理事・研究第4部研究員 山下 泰子

連休に、伊豆湯ヶ島に井上靖の墓所を訪ねました。井上自身の筆になる「魂魄飛びて美しき故里へ帰る」という鎮魂碑と鑑真和上ゆかりの瓊花の白い花に迎えられるました。ふみ夫人は、「多忙な中にも幸せな一生を終える」と墓誌を結んでおられました。

この「多忙な中にも幸せな一生を終える」は、世界人権問題研究センター理事長職を前年までお努めになり、ご逝去の前日まで、地元亀岡市の式典に臨んでおられた上田正昭先生にこそふさわしいと思います。先生の長い日韓関係史のご研究を思えば、先生の墓所は、韓国の国花・木槿むぎげで飾るのがいいと私は思うのですが。

上田先生の該博な知識に根ざした幅広いご慧眼に、私はいつも敬服しておりました。先生は、「世界人権宣言の第1条が、「人は生まれながらに平等である」と言っているのではなく、「すべての人は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利において平等である」と謳っていると指摘になり、日本国憲法には、定住外国人の問題は規定されていないが、第98条2項が、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しているのので、国連の人権規約がわが国の憲法を補完する重要な役割を

している、とされました（センター創立20周年記念式典ご講演）。

私たちが忘れてはならないのが、先生が常に指摘された渡来文化と京都のかかわりです。そもそも「渡来文化」「渡来人」ということばをつくられたのが、上田先生でした。安藤仁介センター所長は、「これは、朝鮮半島から人を呼び寄せ、その能力を京都の町づくりに利用した語感の強い『帰化人』という表現に対して、日本へ渡り都の基礎固めに従事した人々の主体的な関わり合いを表現する言葉である」（上田正昭『京都のなかの渡来文化』人権問題研究叢書6、2012年）と説明しておられます。先生の深い人権意識と「渡来人」への並々ならぬ敬意を感じます。

私は、ネパールで、遠隔地域の女性教員の養成をしております。21世紀の今日もなお、山村の少女たちが学校教育から見放されている状態を知り、村の小学校の「おなご先生」を養成して、この状況を改善したいと考えたからです。このプロジェクトに対して、2008年、第1回自由都市・堺平和貢献奨励賞をいただきました。その時の選考委員長が、上田先生でした。晴れがましい表彰式で、上田先生からいただいた激励のおことばを胸に、今年5月で90人の女性教員をネパール山村の故里の村へ送ることができました。謹んで上田先生の御霊にご報告申しあげます。

上田先生の輝かしいご生涯を偲び、先生のご警咳に接した幸せを想います。先生、ありがとうございました。

## 上田正昭先生を想う

研究第五部長 上杉 孝實

私の学生時代には、上田正昭先生はまだ京都大学へご赴任前で、お目にかかることがなかったが、在職中は、学内の同和問題委員会などと一緒にさせていただく機会が増えた。全学の教職員研修会で話をするようにと言われ、生涯学習と人権について話したが、先生のご活動が人権の観点からの研究であり、生涯学習の導きであった。何かと目をかけていただき、先生の地元の亀岡市の生涯学習審議会にも参加し、その提言に基づいて設けられた国内外を対象とした生涯学習賞の選考委員会にも、ご指名により加わった。大阪府の人権教育推進懇話会でも一緒に、会長をされていた先生が退かれるときに、そのあとを継ぐようにと言われて、しばらく務めた。世界人権問題研究センターでも、ご指導を仰ぐことができたことは幸いであった。広い視野に立った研究でなければならぬこと、人権の観点に立った生涯学習が重視されるべきことなど、遺された言葉が重みをもって迫ってくる。先生の自負されていることとして、ご著書の数とともに、

に、教え子の数がある。教養部に長くおられたこともあって、学部を超えた多くの学生を相手にされ、それらの学生が社会に出てからも、何かと先生のご指導を受けているのである。ご活躍の量と範囲の広さは驚愕の一言に尽きるが、体調を崩され手術も繰り返されていたながらも、精力的に取り組まれていた。今年も3月12日に生涯学習賞の表彰式があり、選考委員長として先生は壇上で選考理由を話され、記念写真も撮られたが、まさか翌日にご逝去とは思ってもよらぬことであった。奥様が先年亡くなられたのもこたえたと言われていた。杖も好まないと言って使われなかった。ご冥福をお祈りし、ご遺志を継いで、人権尊重社会の実現に向けて努めたいものである。



# ヘイトスピーチ解消法の 成立と今後の課題



研究センター研究員  
中央大学法科大学院教授

北村 泰三

## 一 はじめに

本年、五月末にヘイトスピーチ解消法（正式名「本邦  
外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組  
の推進に関する法律」）が国会で成立しました。そこで  
本法成立の背景、その目的または内容を簡潔に見ること  
により、今後の課題も考えてみようと思います。

## 二 人種差別撤廃条約の批准

本法成立の背景には、我が国が一九九五年に批准した  
人種差別撤廃条約の国内の実施という側面があります。  
従来、我が国もアイヌ民族のように日本国籍でありなが  
ら、民族的背景を異にする人々が共存する社会ですが、  
あまりそれを強く意識することはありませんでした。し

かし、一九八〇年代には難民を受け入れ始めましたし、  
一九九〇年代には諸外国からの移住労働者や留学生を初  
めとして、多くの外国人が来日し定住する多文化社会の  
環境が生まれてきて、わが国も本条約をようやく批准す  
べきとする環境が生まれてきました。

## 三 本法制定までのいきさつ

我が国は、本条約を批准することによって国内でも人  
種差別を禁止する義務を負うことになったのですが、同  
条約では国内法の制定を一律に義務付けているのではな  
く、各国の状況に応じて国内法を整備する義務を課して  
いるに過ぎません。また、憲法で保障される表現の自由  
との関係をどのように調整するのかという問題もあつ  
て、国内法の制定は見送られてきました。

他方、実際には、在日コリアン等に対する私人間の人  
種差別行為は従来から様々なものがありましたが、被害  
者は、人種差別撤廃条約の違反を裁判において直接主張  
することは出来ませんでした。実際の裁判では、人種差  
別的行為があった場合には、人種差別撤廃条約の趣旨に  
鑑みて、民法の「不法行為」（故意または過失によって  
他人の権利・利益などを侵害すること）として認めること  
によって損害賠償を認める判断をしてきました。例えば、  
小樽の公衆浴場が舞台となった入浴拒否事件（札幌地裁  
判決平成一四年一月一日）では、人種等を理由とす  
る入浴拒否が不法行為に当たるとして損害賠償の支払い

を業者に命じました。ただし、小樽市がこのような差別行為を防止する義務を怠っていたという主張については棄却しました。国に法律がない状態では、自治体の責任を問うことは難しかったかと思われます。

二〇〇〇年代になると、民族的な偏見を背景とする憎悪的表現を駆使して特に在日コリアンなどの特別永住者に対するいやがらせ行為やヘイトスピーチ・デモが目立つようになりました。それらの人々が比較的に多く住む地域では繰り返し、執拗かつ組織的に行われるようになりました。京都朝鮮学校に対する一連のヘイトスピーチ等のいやがらせ行為はその著しい例です。この問題も裁判で争われ、最終的に最高裁も下級審の判断を踏襲して、被告である「在特会」に対して損害賠償の支払いを命じました(二〇一四年一月九日)。結局、組織的、計画的に行われたヘイトスピーチ事件に対しても、法律による直接の規制はありませんでしたので、従来と同じように民法の「不法行為」として認定されました。我が国でも諸外国の例にあるように人種差別行為を規制する法律を制定すべきとする主張も次第に強くなってきました。

そうした中で、二〇一四年人種差別撤廃委員会は、我が国に対して、人種差別を禁止するための法律の制定を勧告しました。また今回、政府与党が、法案提出に重い腰を上げたのは、東京オリンピックを控えて排外主義的なヘイトスピーチの規制が喫緊の課題であると捉えたこ

とも要因です。

#### 四 本法の目的と今後の課題

こうして国内法がようやく成立しましたが、この法律の対象は「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身者やその子孫」に対して限定されていて、しかも「適法に居住するもの」という枠がはめられています。多少、ややこしい表現となっていますが、これはいわゆる在日コリアン等に対するヘイトスピーチを専ら規制する意味のように読めます。確かに、それは深刻な問題ですが、「本邦外出身者」に限るとアイヌ民族に対する差別的言動は対象外とも受け取られますし、「適法に居住」しない不法滞在外国人や一部の難民申請者に対する侮蔑的言動は対象にならないという解釈を許すおそれがあります。しかしこの法律の趣旨は、人種差別的なヘイトスピーチの解消にあるのですから、不法就労外国人等に対する憎悪的言動も規制対象としなければならぬものと思われます。本法では、特に罰則は設けられておらず、国と自治体に対して差別的言動の解消に向けた取り組みを講ずることを求めているに過ぎません。それだけでどの程度の効果が期待できるか疑問視する見方もあります。今後は、さらにこの法律の趣旨を活かすために、各自治体等において教育、啓発又は条例の制定などを通じて人々の多様性を認める寛容な社会の推進、構築が一層求められるものと思われます。

## 『今村家文書史料集』を読む



研究センター研究員  
天理大学・同志社大学非常勤講師

井岡 康時

かねてより京都市東山区の旧家から大量の古文書が発見されたと聞いていたが、『今村家文書史料集』上下巻を手にして、ようやくその全容に接することができるようになった。本書は、今村家文書研究会編集により、二〇一六年一月に思文閣出版から刊行された。上巻所収「総説」や下巻の「解題」によると、伏見街道沿いにある今村家は、愛宕郡柳原庄の庄屋や、近代以降は町組の中年寄、区長などを歴任して長年にわたり地域の指導に力を尽くしてきた家であり、戦国時代の享禄四年（一五三二）から第二次大戦後の一九四七年まで、およ

そ四〇〇年に及ぶ約六七〇〇点の史料を所蔵、伝来してきた。これを一九九八年から三期にわたる調査によって全貌を明らかにし、そのうちの重要史料を翻刻して本書を刊行したという。上巻は、「総説」に続いて、「第一章 戦国・近世前期の今村家」「第二章 今村家の由書と経営」「第三章 幕末の加茂川筋改造と柳原庄」「第四章 賤民集落と非人小屋」の四章で、下巻は、「解題」に続いて、「第一章 本町通と柳原庄の近代」「第二章 今村家の人事」「第三章 明治維新期の日記類」の三章で構成されている。このほかに、文書全点の目録と、豊富に所蔵されていた絵図類の高精細画像ならびにトレース図三〇点を収録したCDがつけられている。

筆者の個人的な関心から目を引くのは、上巻第四章に収められた被差別民にかかわる史料である。近世の柳原庄に隣接していた穢多村の年貢や所持する土地・家屋の移動など基本的な史料のほかに、革干場や牛角の売買、牛肉渡世など生業にかかわる文書が興味深い。この地域については、京都部落史研究所編『京都の部落史』や柳原銀行記念資料館の活動などにより、その歴史の概要は明らかになっているが、本書によってこの地に生きた人びとの生活をさらに詳細に立体的に把握することができ

る。この章には非人小屋の再建に関する史料もおさめられているが、都市周縁にいた非人の暮らしぶりを知ることのできる貴重な史料といえるだろう。

近代に入ると、下巻「解題」が述べるように、右の被差別民の集落は柳原庄に組み込まれていく。下巻第三章には明治初期の役目日記が収められており移行期の多様な動向を伝える記述が多く興味を尽きない。たとえば、明治四年の「領用手元雜留記」と題した史料をみると、同年十一月に被差別部落の惣代らが、いったん「焼捨」と決まった斃牛馬を「引受」させてほしいと願って出ており、その際に「草骨其外仕法書」なるものを持参していたことがわかる。また、翌年の壬申戸籍作成に向けて「元穢村入籍」の手続きに村役人らが奔走しているようすもうかがえる。筆者は、奈良県を事例に明治初年の戸籍編成の経過を分析したことがあるが、被差別部落をふくむ地域では「解放令」公布が編成作業に少なからぬ影響を与えたと思われる、同令公布の社会的意義について深く考え直してみる必要を感じたが、本書を通じて柳原庄にかかわる史料に接することになり、「解放令」研究の意欲を新たにすることができた。

限られた紙幅のなかで多くを述べることはできない

が、もう一点、本書に深みを与えていると思われる編集上の工夫を紹介しておきたい。それは上巻第二章に「今村家の聞き取り調査」が掲載されていることである。これは二〇一〇年七月に今村家ご当主が同家の年中行事や町並みの移り変わりなどについて話されたことをまとめたもので、地域の有力者の生活文化や景観の変貌ぶりがいきいきと語られている。また、同家には被差別部落の指導者桜田儀兵衛との厚情あふれる交流のようすが伝わっているとのことである。ややもすれば差別―被差別の単色で部落問題を描いてしまう傾向があるが、実際の地域の生活のなかでは、そうした枠には収まりきれない、実に多様で豊かな人間関係が展開していたことをうかがわせる貴重な証言といえるだろう。

それにしても驚嘆すべきは、都市京都のめまぐるしい変化、とくに高度経済成長長期以降の激しい転変のなかで、かくも貴重な史料群が保存状態もよく伝えられてきたことである。膨大な文書を守ってこられた代々の今村家の方々に心から敬意を表したい。また、心配りの行き届いた史料集を完成させ、歴史研究の世界に新たな共有財産を提供していただいた今村家文書研究会のみなさんの長期にわたるご尽力には唯々頭を垂れるのみである。

## 「ゴドウィン裁判」と阪神淡路大震災



研究センター研究員  
神戸学生青年センター館長

飛田雄一

熊本地震のニュースを聞くと、21年前の阪神淡路大震災のときのことをいろいろ思い出す。震災のときには、東北地震のときもそうだが、被災外国人には、一般的な被害に加えて外国人特有の苦勞が付け加わるときがある。

阪神淡路大震災のときには、3つの問題が起こった。ひとつは、義援金給付に関してで、当時、日本人には住民票の有無に関係なく友人の証言などで、その場所に住んでいることが明らかとなれば支給された。義援金は外国人にも支給されたが、非正規滞在の外国人に対しては

役所窓口での給付でなく、日赤での給付となった。日赤では、当初、友人の証言ではだめで貸賃契約書などの書類を求めた。そのため給付受けられない外国人ができたのである。役所以上に形式的な日赤の対応に驚いたが、交渉のすえ給付が受けられるようになった。

二つ目は災害弔慰金のことだ。大規模災害で死亡したとき、その遺族に250万円（世帯主は500万円）が支給されることになっている。法律に国籍条項はないが厚生省は、「住民の遺族」に支給されるという住民が、90日以上滞りし外国人登録をしている人だという。度々、厚生省、地方自治体と交渉したが、支給されなかった。中国人、韓国人、ペルー人の3名に支援グループが「民間弔慰金」各100万円を差し上げることしかできなかった。

もうひとつが医療費問題だ。瓦礫に長時間閉じこめられたことからクラッシュ症候群となった外国人が6名いた。早く救出され人工透析を開始すれば命が救われるのである。厚生省は、カルテも書けないような初期の状況の治療費は無料だが、入院後は保険治療の対象となり、保険未加入の人は、治療費を100%支払うことになっているというのである。未払い治療費も問題だが、もつ

と大きな問題は、多額の薬代を支払えなくて治療を中断した外国人がいるということだった。病院への未払い治療費問題より治療を中断しなくてはならない外国人がいたことが問題だったのである。

治療費問題も厚生省の壁は「厚」かった。災害救助法で3日間とされている行方不明者の搜索を何度も更新しているではないか、1週間とされている避難所運営も更新している、治療費の2週間も更新すればいいではないか等々と交渉したがダメだった。本来支払うべき地方自治体、国が支払わないのなら私たちが立て替えて支払い、その後、地方自治体と国に請求することにする、どんな保険のない人も病院に行ってください、お金をお渡ししますということにした。「治療費肩代わり基金」という変な基金を作り募金を呼びかけることにしたのである。兵庫県はこの基金の呼びかけに困った顔をし、その記者発表の前に県が別の手立てを考えて、実質的にこの問題は解決することができたのである。

外国人の治療費問題は、阪神淡路大震災以前から大きな問題だった。1990年までは、生活保護により治療費を支払えない外国人を救済していたのである。そのころニューカマー外国人が増大したことから(?)厚生省

は、生活保護は永住・定住外国人に限るという「口頭指示」をだしたのである。生活保護に関する1954年の通達は仮放免の外国人にも適用することが書かれており、その通達は現在も生きているのである。

そんななかでゴドウィン裁判(1992年2月14日提訴)が始まった。スリランカ人留学生・ゴドウィンさんがくも膜下出血で緊急入院したのだ。命はとりとめたが治療費が払えなかった。友人が福祉事務所をたずねて生活保護により支払われることになったのである。この生活保護費の支払いを厚生省が拒否したため、裁判となったのである。神戸市の税金が、本来国が支払うべき生活保護費に使われている、厚生省に本来支払うべきお金を神戸市に返せという裁判を始めたのである。私は神戸市民でいちおう市民税を払っているので原告となることができたのだ。

この裁判は、最高裁までいったが敗訴となった。外国人の治療費問題が生活保護で救済できていけば、先に書いたような震災時の治療費問題も起こらなかつたのである。当時、常日頃から人権を尊重する社会となつていくことが必要だ、「備えあれば憂いなし」だと、自戒的に語りあつていたことを思いだしている。

## 女性差別撤廃条約とNGO



研究センター研究員  
文京学院大学名誉教授

### 山下 泰子

女性差別撤廃条約(以下、「条約」)には、国際的な実施措置が3つある。1つは、条約第18条による国家報告制度であり、他は、条約選択議定書による個人通報制度(第1条)と調査制度(第8条)である。残念ながら、日本は選択議定書を批准していないので、現在のところ国家報告制度しか適用がない。条約第18条により、締約国は、少なくとも4年毎に、条約実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置とそれによりもたらされた進歩と、義務の履行の程度に影響のあった要因や障害を女性差別撤廃委員会(以下、「委員会」)の検討に委ねるために、国連事務総長に提出しなければならない。

日本は、すでに第1次レポート(1989)、第2次レポート(1992)、第3次レポート(1993)、第4次

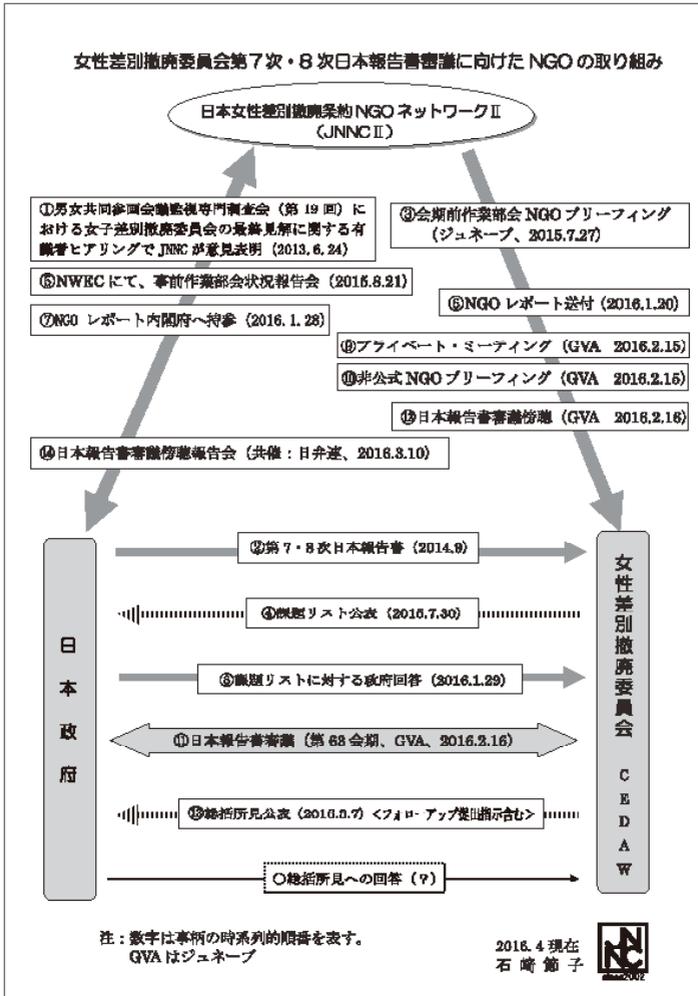
レポート(1998)、第5次レポート(2002)、第6次レポート(2008)、第7・8次レポート(2014)を国連に提出し、委員会における審議を、1988年(第1次レポート)、1994年(第2次・第3次レポート)、2003年(第4次・第5次レポート)、2009年(第6次レポート)、2016年(第7・8次レポート)の5回、受けている。

委員会における審議は、以下の順序ですすめられる。

- ① 提出されたレポートに対する疑問点(List of Issues)を委員会の作業部会が事前に作成し、締約国に送付する。
- ② 締約国は、それに対する回答を委員会に提出する。
- ③ 審議当日は、締約国政府代表が、国連に招かれ、逐条的に、委員会委員との間で「建設的対話」がおこなわれる。
- ④ 委員会は、その審議の結果をふまえて、当該国に対する「総括所見」(Concluding Observations 政府訳は「最終見解」)を公表し、次回レポート提出までの課題を明らかにする。

委員会は、女性の人權に取り組んでいるNGOとの密接な協力関係が、条約および選択議定書の推進と履行に不可欠であると考え、委員会とNGOとの関係を明確にし強化すること、と締約国による国内レベルでの条約履行におけるNGOの役割を高めることを目的に、「非政府組織との関係に関する声明」(2010)を発表した。

筆者は、1987年に本条約の研究・普及を目的にした「国際女性の地位協会」を組織し、第1回以来すべての日本レポート審議を傍聴してきた。とりわけ、2002年に「日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク」(JNNC)を結成し、第3回日本レポート審議(ニューヨーク)に57人、第4回日本レポート審議(ニューヨーク)に84人、第5回日本レポート審議(ジュネーブ)に80人のメンバーが、傍聴とロビイングのために海を渡ったことを特筆したい。下図は、第5回日本レポート審議に対するJNNCの取り組みである。



## 週40時間以上働かない！



研究センター研究員  
大阪市立大学大学院准教授

### 古久保さくら

2016年4月から女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が施行されているが、女性の参画を進めていく、というのはすでに15年以上前から進められてきた施策であり、特に研究領域での女性参画が強調されてきた。

勤め先の大学でも、数年前から女性研究者の活躍を推進するため、女性研究者支援室を設置し、女性研究者の積極的登用がいかに社会的に有益なことなのかについての講演会を行ったり、研究者の研究環境やワークライフバランス状況についての実態調査を行い大学に対して提

言を行ったりしている。

女性研究者支援室では、ロールモデル集も作っている。在籍する女性教員の研究や生活ぶりを紹介しながら、研究者を目指す女性のロールモデルを示そうというのだ。これに登場することになった私は、インタビューを受け、ついでに以下のように答えてしまった。

「週40時間以上は働かない！」ように心がけています。これは、家事や育児といったケア役割の時間を保障する働き方が基準にならない限り、ジェンダー平等はありえない、という私の研究上の信念を实践すべきと思っているからです。」

確かに私の信念ではあるのだが、自分の関心のままに研究にかかわって、ジェンダー論が大学に浸透していく中で運よく就職して、就職した後は「40時間以上働かない」よう「努力」している、という事実をそのまま語ってしまったって、大学の女性研究者支援室サイトに掲載されるというのは、我ながら「いいんかいな？」という気持ちがあったことも事実だ。ロールモデル集を作った一スナップには、「いいんです。女性の先生方、あんまりガンバリすぎの方ばかりで、まったりしたインタビュー記事もあったほうがいいんです！」と言われたのだが、な

んとなくどこからか石礫が飛んできそうな気がした。

なぜ石礫が飛んできそうな気がするのか考えてみると、昨今の大学の職場文化に関係がありそうだ。

学内委員会でご一緒の理系の先生と研究時間について雑談をしたときに、「そりゃ一日中研究するでしょう」と当たり前のように言われ、「うーん、こんな人と一緒の研究室ついでやだろいなあ」と思ったことを思い出したりもする。家事やら育児やら介護やらといったアンペイドワークやケアワークをやらない人間を前提にした職場・研究環境の中では、アンペイドワーク担当者たちはとても太刀打ちできない。ただ研究が遅れるだけなら、「マイペース」ということで納得もできるかもしれないが、すべての時間を研究に費やすことを当たり前とするような職場・研究環境文化があるようだと、非常に居心地が悪いことになるだろう。

正確には「一日中研究」というよりは「一日中仕事」といったほうが正しい。つまり、研究以外の雑用が膨大に増えている今日の状態では、研究だけに没頭できる研究者は極めて少ないのだ。

大学全体が競争原理を重視し、社会や産業に対して即効性のある研究と、即戦力になる学生を輩出するための

教育を要請されてしまっている現在、「マイペース」とか「アンペイドワークを前提にした研究者像」だとかいうこと自体にためらいを持たされがちだ。わたくしの「いいんかいな」という思いも、大学全体に覆いかぶさっている、ルールなき競争原理の存在を知っているからこそ、こんな「のんきなこと」を言って「いいんかいな」と自己規制が働きそうになってしまったのだと思う。

ジョブデザインプリンというものがほとんどない大学という場所で、事務仕事が増え、雑務が増え、どんどん忙しくなるなかで、「40時間しか働かない」などと言った「やる気のない怠け者」とみなされそうだが、「怠け者」であり続ける「勇気」を持ち続けられるか、問われているようにも思うのだ。

新しい女性活躍推進法の下で、アンペイドワークやケアワークを全く担わない労働者（研究者）モデルを変えることができるのだろうか？ここを変革できなければ、女性の間の格差がより一層広がるのではないかと、憂鬱な予測をせざるを得ない。少々石礫がとんできそうな気がしても、「週40時間しか働かない！」と主張する必要があるように思う。

## いまイスラームを考える

### 「人権の普遍性とイスラーム」

日時：二〇一六年六月二十七日（月）

午後一時三〇分～午後四時二〇分

場所：ハートピア京都三階大会議室

概要：人権問題シンポジウム

六月二十七日、ハートピア京都において、人権問題シンポジウムが京都府・京都市・京都商工会議所、メディア等多くの後援を得て開かれ、二百名の一般市民が参加した。

#### ◆「人権大学講座」開講式

当センター坂元茂樹所長（同志社大学教授・当時、当センター所長代行）は、人権大学講座の趣旨と開設以来十九年目を迎えたことに触れ、今後はより一層人権文化の発展に寄与すること、当講座を通じて人権問題に理解を深めていただける機会をつくっていくとし、開講式の挨拶を締めくくった。

#### ◆基調講演

内藤正典氏（同志社大学大学院教授）は、ムスリム（イスラム教徒）ではない立場から報告を行った。冒頭では、昨今話題のシリアの崩壊に伴う難民の存在、イスラム国が出現した背景にあるイラク戦争、そしてアラブの春で注目を集めたりビアなどの中東問題を解説した。

続いて、宗教としてのイスラームは、唯一絶対の神（アッラー）を信じる一神教であり、キリスト教やユダヤ教は先輩の一神教であるとしてその存在は否定しないが、キリスト教は認めないとした。このようなキリスト教と宗教としてのイスラームとの関係が、今日の人権状況につながっていると指摘した。

加えて、人間が欲望（食欲、性欲など）に弱いために、断食という戒律が設けられたとした。また、そのような欲望があるからこそ、本来は男女問わず、羞恥心の対象、肌や髪の毛を隠すためにスカーフをかぶるのだと説明した。しかし、フランスは、男が女に強制し、イスラームのシンボルであると決めつけていると述べた。

さらに、欧米諸国が非難するイスラーム法、とりわけ姦通罪と死刑制度について厳しい量刑とされるが、立証が困難であることから、実際には執行されることが多いという。また、同害報復刑については、被害者あるいはその遺族のみが報復の権利がある（なお、推奨される

恩赦としての血の代償金がある)、と話した。

最後に、ムスリムとテロの関与について、世界各地で起こる紛争の背景には、住む人々のことを考慮せず、かつて欧州諸国が勝手に国境線を引いたことに言及した。居場所をなくし、社会的弱者が作られてきた経緯に加え、現在の難民流出の原因はイスラム国に限らず、シリア政権や諸外国の軍事介入、そして欧州の難民流入への対応に問題があると主張した。

◆パネルディスカッション

続いて、コーディネーターの坂元所長は、人権の普遍性について、表現の自由と男女平等の権利の考え方に相違があると指摘した。また、イスラーム法は、義務の体系で神が作ったものであるのに対し、人権は権利の体系で人が作った、西欧が始まりの法であると説明した。したがって、人権の概念をイスラーム法に調和させると言うよりは、その内在的な論理とうまく整合させ、折り合いのつく生産的な議論が必要であるとした。

また、小原克博氏(同志社大学良心学研究センター長)は、人権の普遍性に潜む問題について五つ取り上げた。とりわけ、フランスにおける政教分離には、他の欧州諸国にない多くの課題があり、解決が非常に困難であると懸念を示した。また、テロやイスラム国に参加する若者について、欧州のムスリムの移民がラディカル化する背

景には、欧州に置かれる彼らの立場に対する怒り、彼らの居場所を奪った欧州の社会構造そのものに問題があると指摘した。

さらに、当センター客員研究員葉師寺公夫氏(立命館大学法務研究科特任教授)は、人権の普遍性に大きな断絶があると前提した場合に、普遍性について語れるのかと、大変な問題を突きつけられたと前置きした上で、人権の世代論について説明し、イスラームにも人権宣言があり、そこで重視される要素が同様であれば、人権の普遍性と結びつくことが可能ではないかと言及した。ただし、地域性の相違及び国際人権諸条約よりもイスラーム法が優先される実態に対し、共通の認識が立ち得るのか検討する必要があるとした。

そして内藤氏は、イスラームが民主主義かつ人権を否定し、特に女性の人権を侵害する宗教だとされることから、差別しても良いという風潮になっていることを指摘した。しかし、実際は、女性の社会進出、理工系の学部への進学率が高いことを述べ、宗教に対する勝手な偏見を持つてはいけなかった。最後に、坂元所長は、在日イラン人の裁判について簡単に紹介し、私たちの生活のみならず司法の場においてもイスラームがより身近になっていると述べ、パネルディスカッションを閉じた。

(研究第一部)

## 祇園祭と保存会の運営と活動について



(公財)霰天神山保存会理事長

服部 齊之

今年も七月一日より七月三十一日まで、祇園祭が執り

行われます。祇園祭は、ご承知のとおり、八六九年（貞観十一年）に朝廷が疫病の流行沈静を祈願し、神泉苑に六六本の鉾を立て、御霊会が行ったことが起源とさ



7月15日 清払い儀

れています。その祇園祭は、応仁の乱（一四六九（七七年））で途絶え、町民の手で再興され、現在も町民の手で、受継がれています。

祇園祭の起源とされる八六九年には、東北地方をM八・三の巨大地震（貞観地震）が襲い、大津波

により多くの人命が失われました。そのため京都の疫病とともに東北の大津波の被害の沈静を祈願したとも伝えられています。霰天神山は、永正年間（一五〇四年（一五二〇年））に京都が大火にあった時、時ならぬ霰が降り、猛火はたちまち消えたが、その時に霰とともに一寸二分（約三・六センチ）の天神像が降りてきたため、これを火除けの神様として祀ったことが起源とされています。

私共（公財）霰天神山保存会の運営と活動を左記に列記致しますので、実態を知っていたければ、幸いです。



四角の房掛

四月 評議員選出

(四年周期)

五月 理事選出(二年ごとの改選)、代表理事(理事長)業務執行理事(二名)

六月 祇園祭連合会連絡会(警察、消防署、ボランティア等会議(議題)、緊急体制、ゴミ、公道のはみ出し等)

六月六日 粽入荷

七日(十四日) 粽作り各家、町会所等で

六月十五日 町内保存会全員打合わせ(役割分担等)

七月一日 吉符入儀式町会所 全員出席

七月二日 くじ取り(市役所で)

七月十三日 木洗、山建

七月十四日 蔵出し、座敷飾り、駒形提灯飾り

七月十五日 清拔式、八坂神社より宮司様出席、全員出席

七月十六日 山の山形提灯、辻提灯の取外し、ゴミの片づけ

七月十七日 六時全員集合、山飾取付、巡行後の山飾り等の収納、後片づけ

七月 後半 反省会

七月三十一日 夏越しの儀八坂神社にて

以上が主だった祇園祭関連の行事です。参考にして頂ければ幸いです。

なお保存会の皆様方と共に、世界人権問題研究センター職員の皆様にも、協力頂きました。

今後共天神山町の町会の一員として、霰天神山とともに盛り立てていただきますようよろしくお願致します。



霰天神山全体写真

以上が主だった祇園祭関連の行事です。

参考にして頂ければ幸いです。

なお保存会の皆様方と共に、世界人権問題研究センター職員の皆様にも、協力頂きました。

今後共天神山町の町会の一員として、霰天神山とともに盛り立てていただきますようよろしくお願致します。



山の後懸け



山の前懸け

## 2016年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に1998年に開設をしたもので今年度で19年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点を向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

\*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

### ■ 講座日程表／講座内容

	月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
2	7月19日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	朝鮮通信使と天皇	仲尾 宏	第3部
3	7月29日 (金)	講義	14:00～15:40	夫婦同氏強制制度をめぐる最高裁判決と今後の課題	吉田 容子 高田 恭子 米田 眞澄	第4部
4	8月22日 (月)	講義	14:00～15:40	権力者の葬送儀礼に見る職能と差別	西山 剛	第2部
5	9月1日 (木)	講義	14:00～15:40	難民問題を考える	坂元 茂樹 薬師寺公夫 西井 正弘	第1部
6	9月26日 (月)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	明治維新と被差別部落 ～崇仁地区に関する新発見の古文書から見えてきたこと～	小林 丈広	第2部
7	10月11日 (火)	講義	14:00～15:40	逆境を生き抜くブラジル人学校 ～経営戦略に着目してから～	山ノ内裕子	第5部
8	10月21日 (金)	講義	14:00～15:40	水平運動と朝鮮衡平運動の交流 ～新しい史料から考える～	水野 直樹	第3部
9	11月10日 (木)	講義	14:00～15:40	フィールドからみる女性の身体と習俗	源 淳子 伏見 裕子 山下 明子	第4部
10	11月29日 (火)	講義	14:00～15:40	子ども観の変化と人権	上杉 孝實	第5部
11	12月8日 (木)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	前近代の被差別民呼称 ～その実像を考える～	山路 興造	第2部
12	1月18日 (水)	講義	14:00～15:40	終末期医療と人権 ～安楽死と尊厳死～	大谷 實	理事長
		修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」: 京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座

## 会場案内



## 講義会場

※受付：午後 1 時 30 分～

### 京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入  
清水町 375 番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5 番出口  
(地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JR バス  
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

## 申込方法

### 受講料

1 回 1,000 円

※賛助会員は無料で受講できます。

### 受講手続き

- 受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要な事項を記入し、郵送又は FAX で申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。
- 申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。  
(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都銀行	府庁前支店	普通	853685
・三菱東京UFJ銀行	京都支店	普通	1222396
・京都中央信用金庫	本店	普通	1039688

### 申込先

#### 公益財団法人世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail [jinken@kyoto.email.ne.jp](mailto:jinken@kyoto.email.ne.jp)

HP：<http://www.mmjp.or.jp/jinken/research/index.html>

## 都の文化・光と陰

—人権の視点から— 山路興造 著

定価 1,500円(税別)



## 人権問題研究叢書

- |                         |                            |                            |                            |                            |                            |                            |                            |                            |                            |                            |                            |                            |                            |
|-------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| ⑭ 都の文化・光と陰<br>—人権の視点から— | ⑬ 歴史のなかの人権文化               | ⑫ 職能民へのまなざし                | ⑪ 講座・人権ゆかりの地をたずねて          | ⑩ 部落実態調査の書誌的研究             | ⑨ 講座・人権ゆかりの地をたずねて          | ⑧ 講座・人権ゆかりの地をたずねて          | ⑦ 歴史のなかの女性の人權              | ⑥ 京都の中の渡来文化                | ⑤ 人權から見た近代京都<br>(絶版)       | ④ 講座・人權ゆかりの地をたずねて          | ③ 朝鮮通信使と京都                 | ② アイヌ・台湾・國際人權              | ① 救済の社会史                   |
| 山路興造 著                  | 上田正昭 著                     | 世界人權問題<br>研究センター 編         | 田端泰子 著                     | 上田正昭 著                     | 秋定嘉和 著                     | 世界人權問題<br>研究センター 編         | 仲尾 宏 著                     | 安藤仁介 著                     | 世界人權問題<br>研究センター 編         |
| 定価 一五〇〇円<br>+税          | A5判 一八三頁<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | A5判 二八八頁<br>定価 二〇〇〇円<br>+税 | A5判 二三四頁<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | A5判 三二四頁<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | A5判 二七七頁<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | A5判 二八八頁<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | A5判 二三八頁<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | A5判 二八八頁<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | A5判 二二二頁<br>定価 一〇〇〇円<br>+税 | A5判 二七七頁<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | A5判 三一九頁<br>定価 一五〇〇円<br>+税 | A5判 二四五頁<br>定価 一〇〇〇円<br>+税 | A5判 二二〇頁<br>定価 一〇〇〇円<br>+税 |

—公益財団法人 世界人権問題研究センター刊—

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



## 公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] [jinken@kyoto.email.ne.jp](mailto:jinken@kyoto.email.ne.jp)